委　　託　　契　　約　　書

委託業務の名称　令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」業務委託

委託料の額 金　　　　　　　　　円

委託の期間 着　　手 　令和７年　　月　　日

履行期限 令和８年　２月２８日

上記の委託業務について、委託者　福　島　県　を甲とし、受託者　　　　　　　代表者　　　　　　　を乙とし、連帯保証人　　　　　　　を丙として、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第１条　乙は、別記１「令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）を上限額として、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

２　乙は、委託業務の履行に当たって、大学指導教員の協力又は指導を受けなければならないものとする。

３　第１項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金）

第２条　甲は、福島県財務規則（昭和39年福島県財務規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条の規定により乙が納入しなければならない契約保証金については、同規則第229条第１項第５号の規定により、これを免除する。

（契約の保証）

第３条　丙は、財務規則第234条に基づき、この契約の履行に関し、乙に代わって業務を実施することを保証しなければならない。

２　乙は、この契約により立てた連帯保証人について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日から５日以内に更に連帯保証人を立てなければならない。

　(1) 丙が死亡したとき。

　(2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる丙がその資格を失ったとき。

（権利義務の譲渡等）

第４条　乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（著作権の譲渡等）

第５条　乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

２　甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

３　甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

５　乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、若しくは当該成果物の内容を公表することができる。

（一括再委託の禁止）

第６条　乙は、書面による甲の承認を得ないで、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（特許権等の使用）

第７条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（着手届）

第８条　乙は、本契約の締結後、速やかに委託業務に着手し、着手届（第１号様式）により、甲にその事実を届け出なければならない。

（委託業務処理状況の報告等）

第９条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第10条　甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

第11条　乙は、その責めに帰すことができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害負担）

第12条　委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第13条　乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務が完了できない場合、履行期限後において完了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅滞日数に応じ、委託料の額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第14条　乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（第２号様式）に仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を添えて甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に、提出された成果品について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第15条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料請求書（第３号様式）により委託料の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

３　甲は、第１項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の80パーセント以内の金額を前金払することができる。

４　乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書（第４号様式）を甲に提出するものとする。

（甲の任意解除権）

第16条　甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第17条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

　(2)　履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（甲の催告によらない解除権）

第18条　甲は、乙が次の各号のいずかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2)　乙が、この契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(7)　乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(8)　乙が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(9)　乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(10)　乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11)　乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第19条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として委託料又は契約解除部分相当額の10分の１を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

　(1)　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

　(2)　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務

について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　(1)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律

第75号）の規定により選任された破産管財人

　(2)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年

法律第154号）の規定により選任された管財人

　(3)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年

法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第13条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、委託料又は契約解除部分相当額に政府契約の支払防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第20条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第18条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第21条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

２　乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約終了後もまた同様とする。

（契約外の事項）

第22条　この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第23条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書３通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　福島市杉妻町２番１６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　福　島　県

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　福島県知事　内堀　雅雄

　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　丙

仕様書（３～４年目・伴走支援）（案）

**令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」**

別記１

**業務委託　仕様書（案）**

**１　総則**

　　この仕様書は、福島県が委託する令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」業務（以下「業務」という。）を受託したものが順守しなければならない事項を定めたものである。

**２　目的**

この業務は、受託者である大学生等で構成されるグループ（以下、「大学生グループ」という。）が、過疎・中山間地域にある集落（〇〇町××集落）が行う主体的な取組への伴走支援をすることで、集落との絆をより強くし、更なる活性化を図ることを目的とする。

**３　実施期間**

実施期間は、契約締結の日から令和８年２月２８日までとする。

**４　業務内容**

本業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 活動計画書の作成

受託者は、業務の実施に当たって、次の事項を記した活動計画書を作成する。

　　 ア 大学生グループ名

　　 イ 伴走支援を行う大学生等の氏名・人数

　　 ウ 受入集落（地区）名

　　 エ 伴走支援の概要（活動内容）

　　 オ 伴走支援実施予定期間（活動日程）

　　 カ 宿泊先とその連絡先

　　 キ 交通手段

(2) 伴走支援の実施

　　受託者は、作成した活動計画書に基づき、３年目の活動の場合は原則として１泊２日×４回以上の日程で、４年目の活動の場合は原則として１泊２日×２回以上の日程で、それぞれ伴走支援を実施する。３年目は、サポート事業の活用を検討する集落等が実施する、年度末（２月）の申請を見据えた準備等の支援を行い、４年目は、サポート事業が採択された集落に対して、より効果的な事業となるよう集落の主体的な活動の支援を行う。なお、伴走支援の実施にあたっては、次の事項を順守すること。

　 　ア 現地活動の時期、宿泊先、交通手段等について受入集落と協議すること。

イ 指導教員が大学生グループの現地活動をサポートできる体制を整えること。

ウ 活動に熱意を持って取り組むとともに、活動の対象となる集落の住民に敬意

　を払い、真摯な態度で接すること。

エ 現地活動の実施日が決まり次第、基本的には月１回の報告の際に委託者に報告すること。月１回の報告に間に合わない場合は、遅くとも現地活動の実施日の２週間前までに委託者に報告すること。（具体的な報告の方法等については別途通知する）

オ 活動の様子がわかる写真や集落の方との集合写真を撮影すること。

カ インスタグラム等のSNSツールでアカウント（「大学生グループ名×集落名」

のアカウントなど）を開設し、活動の様子を発信すること。

(3) 活動報告会への参加

　　　受託者は、次の活動報告会に参加し、伴走支援の活動発表を行う。

　 ア 開催時期　　令和８年２月上旬を予定

　 イ 開催場所　　県内１会場で開催（場所は別途通知する）

　 ウ 参加者　　大学生グループや受入集落の方々等を予定

(4) 業務実施報告書の作成

受託者は、次の事項を記した業務実施報告書を作成する。

ア 伴走支援の内容（現地活動の実施回数、実施日、参加人数、主な活動内容及び

結果を一覧化したものを盛り込むこと）

イ 伴走支援の結果を踏まえた集落の活性化策、まとめ

作成にあたっては、必要に応じて写真・画像・表を用いるなど、伝わりやすい内容となるよう工夫すること。なお、写真、画像等の使用に当たっては、著作権、肖像権、プライバシー権等、他者の権利を侵害することのないよう配慮すること。

**５　成果品の提出**

　　受託者は、委託契約書第１４条に定める次の成果品を令和８年２月２８日までに提出し、検査を受けなければならない。

(1) 業務実施報告書（データ）

**６　委託料の支払い**

　委託契約書第１５条第１項に定める委託料の支払の請求については、委託料請求書（第３号様式）によるものとし、同条第４項に定める委託料の前金払の請求については、委託料前金払請求書（第４号様式）によるものとする。

**７　書類の提出**

　　受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を委託者の指示する日までに提出しなければならない。

(1) 着手届（第１号様式）及び活動計画書

(2) 業務完了報告書（第２号様式）

(3) その他委託者が必要と認める書類

**８　疑義についての指示**

受託者は、仕様書の内容に疑義が生じたとき又は仕様書及び委託契約書に記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行いその指示に従うものとする。

**９　その他**

受託者は、伴走支援の実施に当たり傷害保険の加入などについて対応すること。

委託者は、業務の実施に当たって発生した事故等に対して一切責任を負わないものとする。

個人情報取扱特記事項

別記２

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人

の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在

職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならな

いことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成する

ために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契

約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管

理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失

及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法

律（平成15 年法律第57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情

報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）

について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個

人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録

された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、

若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでな

い。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場

合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消

去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を

受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、または生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに校に報告しなければ

ならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講

じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して

必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができ

る。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じ

なければならない。

（指示）

第11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指

示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会

社（会社法（平成17 年法律第86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）

である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約に

より乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならな

い。

（労働者派遣契約）

第13　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならなない。

（損害賠償）

第14　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに

帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発

生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅

滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第15　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認

めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約

金は契約書本文の定めるところによる。

（第１号様式）

着　　手　　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年　　月　　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　令和７年　月　　日付け契約の下記委託業務について、令和７年　月　　日に着手しましたので、委託契約書第８条の規定に基づき届け出ます。

記

１　委託業務の名称　　令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」

業務委託

２　委託料の額　　金　　　　　　　　円

３　委託の期間　　着　　手　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　履行期限　　令和８年　２月２８日

（第２号様式）

業務完了報告書

令和　年　　月　　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　令和７年　　月　　日付けで締結した下記委託業務は、令和　　年　　月　　日に完了しましたので届け出ます。

記

１　委託業務の名称　　令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」

業務委託

２　委託料の額 　　金　　　　　　　　円

３　委託の期間　　着　　手　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　履行期限　　令和８年　２月２８日

４　成　　果　　品

実施報告書（データ）

（第３号様式）

委託料請求書

令和　　年　　月　　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　令和７年　　月　　日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第１５条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　金　　　　　　　　円

　　　　　　（内　訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約金額 | 受領済額 | 今回請求額 | 残　額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

１　委託業務の名称　　令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」

業務委託

２　委託の期間 着　　手　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　履行期限 令和８年　２月２８日

（第４号様式）

委託料前金払請求書

令和　　年　　月　　日

　福島県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　令和７年　　月　　日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第１５条第４項の規定により、下記のとおり請求します。

記

前金払請求金額　金　　　　　　　　　円

　　　　　　（内　訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約金額 | 受領済額 | 今回請求額 | 残　額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

１　委託業務の名称　　令和７年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」

業務委託

２　委託の期間 着　　手　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　履行期限　　令和８年　２月２８日